

相続スケジュール

相続が発生した場合、基本的には、以下の流れで行われます。

被相続人の死亡（相続の開始）

通夜

葬儀

初七日法要

香典返し

遺言書の有無の確認

未成年者の特別代理人の選任申立

四十九日忌法要

遺産や債務の概要把握

相続の放棄又は限定相続

(相続開始日を知った日の翌日から3ヶ月以内)

相続人の把握

所得税・消費税の準確定申告と納税

(相続開始日を知った日の翌日から4ヶ月以内)

遺産・債務の調査・評価

遺産分割協議

遺産分割協議書の作成

納税資金の準備、納税方法の検討

相続税申告書の作成

相続税の申告と納税

(相続開始日を知った日の翌日から10ヶ月以内)

「相続開始直後の諸届出」

- ① 医師等より死亡診断書を入手
- ② 市町村役場に死亡届、死亡火葬許可申請書を提出し（7日以内）
- ③ ②と同時に死体火葬許可申請書を提出し、火葬許可証の交付（24時間以内）
- ④ 世帯主が死亡・・・住民票の世帯主変更届（14日以内）
- ⑤ 国民健康保険の加入者・・・被保険者死亡届と関連手続（14日以内）など
- ⑥ 国民年金の受給者・・・死亡届と関連手続（14日以内）など
- ⑦ 国民年金の加入者・・・被保険者資格喪失届と関連手続（14日以内）
- ⑧ 健康保険（被保険者）・・・被保険者資格喪失届と関連手続（5日以内）など
- ⑨ 健康保険（被扶養者）・・・被扶養者移動届と関連手続（5日以内）など
- ⑩ 厚生年金の加入者・・・被保険者資格喪失届と関連手続（5日以内）
- ⑪ 厚生年金の受給者・・・年金受給権者死亡届と関連手続（10日以内）
- ⑫ 労災保険（業務上災害等）・・・葬祭料請求書（2年以内）、遺族補償年金支給請求
- ⑬ 生命保険金等の請求・・・保険会社へ死亡保険金支払請求書（3年以内）
- ⑭ その他

遺言書があれば、開封せず、家庭裁判所に「遺言書検認申立書」をすみやかに提出（公正証書遺言を除く）

相続人に利害相反となる未成年がいる場合、家庭裁判所に「特別代理人選任申立書」を提出

- ・相続人が相続権を放棄する場合、家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出
- ・相続人が相続財産を限定して相続する場合、相続人全員で家庭裁判所に限定承認する旨の申述書（「家事審判申立書」）を提出

その年の1月1日から相続開始の日まで被相続人の一定の所得等があるときは、相続人は、被相続人に代わって準確定申告書を提出しなければならない

相続税が課税されない場合 ※1

課税価格の合計額 ※2 ≤ 遺産に係る基礎控除額 ※3

※1 相続税が課税されない場合でも相続税の申告をしなければならない場合がありますので留意して下さい

※2 課税価格の合計額 = 「相続財産（みなし財産を含む）」 - 「非課税財産の価額」 + 「相続時精算課税適用財産」 - 「債務・葬式費用の額」 + 「3年以内の贈与財産の額」

※3 遺産に係る基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 「法定相続人の数」

不動産・預貯金・借入金等の遺産及び債務の名義変更手続き

以上